

第3回食肉流通問題調査検討委員会の概要について (平成14年10月31日)

1. 委員の出欠

委員2名(厚谷委員、丸井委員)欠席。

2. 資料説明と質疑

配布資料

- ・ 委員要求等資料
- ・ ヒアリングの候補について
- ・ 議事概要の公表方法の変更について
- ・ 配布資料について事務局から説明した後、質疑等が行われた。
- ・ 委員からは、牛肉在庫保管・処分事業等に関する意見・質問や、資料の要求等が出された。(概要は別紙)

3. 議事概要の公表方法について

- ・ 配付資料のとおり、委員会で了承され、各員の確認を経た上で、最終的に発言者の氏名を入れたものにすることとされた。

4. 次回以降の日程等

- ・ 第4回委員会は11月13日(水曜日)午後6時15分から、食肉をめぐる事情の変化と業界及び行政の問題点について行うこととされた。
- ・ 次回以降、午後6時30分からの開催予定としていた会議を6時15分からの開催とすることになった。

(別紙)

委員からの意見・質問等

(松本委員)

- ・ 雪印食品事件についての冒頭陳述資料において、偽装した理由として在庫を減らしたいということが書かれているが、いずれ在庫を引き取らなければならず、経済的なメリットは少ないと思う。
- ・ 推測だが、隔離事業が行われたのと同時に、国会で与野党が処分事業を行うことを求めており、事業者側では隔離事業に引き続き処分事業が当然行われるという期待、ないしは強い確信があったのではないか。
- ・ 「他社もやっているのだから」という風潮が業界にまん延していたのであれば、業者側にはもちろん責任があるが、そのようなモラルハザードを許し、偽装を可能にした行政側にも問題があるのではないか。
- ・ 業者としては、BSEの発生に関し農水省として問題があって、消費者のみならず食肉業界も被害者であり、行政は補償すべきという意識があったのではないか。
- ・ 農水省は意図しなかったとは思うが、結果的に食肉産業の救済のために処分事業を実施したという点と、モラルに反した申請を許す隙間を作ってしまったという2点について責任がある。

(甲斐委員)

- ・ 特定の4部位を除いた、安全な肉であるにもかかわらず、保管事業にとどまらずに、処分事業を実施しなければならなくなつた社会的背景は何か。
- ・ 当初、全箱でなく抽出で検品を行つたのは、厳密な検品を行えば時間がかかることを考慮したのだと思うが、厳密な検品を行えばどれくらい時間がかかるとみていたのか。

(犬伏委員)

- ・ 在庫証明書には品質保持期限が明示されていないようだが、どのように確

認したのか。在庫証明書にはと畜日や品質保持期限は通常書かれないのか。

・ また、隔離の際、指定した倉庫に肉を入れていったのか。それとも、元々肉が入っていた倉庫で「隔離」したのか。

・ 消費者の不安を解消するためには、スライスやミンチになった肉も隔離すべきであったのではないか。いろいろな意味でずさんな事業であった。

(新山委員)

・ アメリカにおけるミートパッカーの占有率については、通常、ボックスドビーフの製造業者が問題にされ、上位3社で70%という高い寡占状態となっているはずであり、もう一度確認していただきたい。

・ 偽装を防ぐ処置について、と畜証明書を付けるのが無理であったのはわかるが、それに代わる方法はなかったのか。検品が最初からあると言われば抑止力になったと思うが、業界から行政の体制は甘いと見られている。箱に国産牛肉と書いてあるだけで信用できるのか。然るべき表示があってこそ、信じられるのではないか。

・ 冒頭陳述では、安価な経産牛を買いあさって国に買い上げさせようとする業者、不良在庫となった輸入牛肉を買い上げさせようとしている業者がいるという噂が広範囲にわたって流れたという話があったが、農水省や事業団はどのようにこれを認識していたのか。認識していたのであればどのような対応をしたのか。また、認識していなかつたとすれば、なぜ認識できなかつたのか。

・ また、社内で虚偽申請をやった際、上司が追認したというような話があるが、上司は全く偽装に驚いた様子がなく、普段から業界が偽装を行っている感じがする。こういう体質を改善できるような指導が必要なのではないか。

・ 他方、随所で、数人の社員が偽装行為を行うことに不安を持っていたという記述もあり、企業コンプライアンスをきちんと整備すれば、こういう偽装を防げるのではないか。

麗澤大学のマネジメントシステムによると、企業のトップが不正に荷担した場合、企業にとって緊急事態だとあるが、そういった緊急事態にも備えたシステムを構築することが必要。

・ 日本の食肉団体について、どういう団体があって、どういう活動をしているのか資料を出して欲しい。

・ 数年前から農水省では政策評価制度を取り入れていると聞くが、この制度を検証して、行政の事業のやり方を検証する仕組みを考えていくことが出来るのではないかと思うので、関する関係資料の提出をお願いする。

(新山委員)

・ 検査が甘いと認識されているということから、検査方法を改善すべきである。大きな事業を行うときには、不正を避ける方法をとるというのは行政の役割である。

(中村委員)

・ 保管事業では、業界団体の買上げは一律価格だったが、処分事業の実施に伴って設定される価格によって、儲けることなく、ソソモノはソソモノと扱われるようになるのか。

・ 国会の議事録をみると、公正取引委員会関係では輸入牛肉を国産和牛と偽って高く売る等のケースがいくつもあるなど虚偽表示はしばしばあるのに、政府はなぜこのような実態を放置していたのかという質問に対し、答弁していない。こうすることをこの場で議論することが重要。

業界、行政、政治家にも「甘え」、「このくらいのことでは会社がつぶれるような批判はないのではないか」という気持ちが背景にあったのではないか。

・ 6団体に天下りした人数を、この10年間ないし牛肉自由化後くらいの期間について、教えて欲しい。

(石川委員)

・ 事業の目的は消費者の不安を取り除くためということであるが、この時期、消費者が何を考えていたか調べたり、消費者団体にヒアリングや相談をしたのか。また、その際どういう声があったのか。

・ また、本制度は任意参加の制度である。10月18日以前の肉でも、雪印食品は高級品であるサーロイン等20トンは本事業に回さなかつたと聞くが、この

ことは事実として確認できるか。このような事業で消費者の不安を払拭できると考えていたのか。

・ 10月12日の時点で、食肉鶏卵課長が事業団に在庫量の調査を要請したという話を聞いたが、どういう考え方で、どういう議論に基づいて調査したのか。省議などの記録を出して欲しい。

・ 冷凍格差の算出基準についてであるが、算出に用いたストリップロインなどは、高級部位であり、冷凍による価値低下が大きいのではないか。最も流通の多いカタやモモ等の冷凍格差を求めるべきではなかったのか。

・ 保管事業の奨励金707円のうち、輸送料や出入庫料については、部分肉で行われるにもかかわらず、0.7で割って枝肉換算している。この理由が分からぬ。

・ 全箱検査をすれば、部位は分かるのではないか。安い部位ばかり申請されていれば、現在の計算方法では高い単価で支払うことになり、納得いかない。

(尾野村委員)

・ 行政がずさんであったがゆえに、企業コンプライアンスが崩れたということについては全く同意見。

・ BSEの事件が発覚してから、この買い上げ事業がスタートするまでに、農水省の権威と信用は失墜していたと指摘せざるを得ない。

・ 10月26日に保管事業が発表されたが、27日の新聞報道では、朝日には買い上げ、日経には廃棄になっており、保管ではなく、処分と報道されている。その後、処分を決定する12月まで農水省は押される一方で、このことも信用と権威を失わせている。

・ また、議論の分かれるところだが、農水省のBSE対策本部長に政治家が就いていることは問題である。永田町で政治家が焼却を主張している時に、この体制だったので押されまくるというか、後手後手に回ることになったのではないか。

(甲斐委員)

・ 消費者団体、マスコミ、政党の振れが大きいと思う。行政が、それぞれに対しどの程度説明したのか。これらとどのくらいリスクを共有できるかということが重要。事件が起きたら量販店から商品を撤去し、それが立派なことだという風潮がある。それを少なくするようなリスクを共有するリスクコミュニケーションが重要。

(新山委員)

・ 偽装を防ぐために、トレーサビリティを導入すると言われるが、トレーサビリティは万能ではなく、漫然と作ればトレーサビリティ表示の偽装もありうる。システムの導入の際には、第三者が検査をすることによる信頼性確保が必要であり、よく検討する必要。

(松本委員)

・ 隔離から処分に移行したことが問題。隔離事業段階のお金の動きについて、あれば資料を出してもらいたい。

(犬伏委員)

・ 検品数量は枝肉ベースなのか。

・ 保管事業における業界団体と会員企業との買い戻し特約付きの契約書を見せて欲しい。

(田中委員長)

我が国では、と畜、部分肉の生産、小売りの各段階でどのくらいの量があるのか、流通の実態を知りたい。業界の方のヒアリングで聞いても良いが、資料があるので説明して欲しい。